

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月28日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 伊 勢 宜 弘

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 人事総務本部管掌 松 田 隆 則

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 人事総務本部管掌 松 田 隆 則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
藤田観光株式会社 箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

1【提出理由】

2021年9月27日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更について

これまでの定款第2条（目的）、第6条（発行可能株式総数）、第8条（単元株式数）および第13条（招集）の修正・一部削除ならびに第2章の2（A種優先株式）の新設を行うものであります。

第2号議案 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行について

当社の更なる構造改革およびコロナ後を見据えた成長戦略を推進し、新型コロナウイルス感染症の影響に耐えうる財務体質を築くことを目的として、会社法第199条の規定に基づき、D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に対して第三者割当によりA種優先株式を発行する（以下「本第三者割当増資」といいます。）ものであります。

第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少について

第2号議案「第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行について」記載の本第三者割当増資に係る払込が行われることを条件として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少するものであります。

1. 減少すべき資本金の額

資本金の額19,581,592,677円を19,481,592,677円減少して、100,000,000円といたします。

2. 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額10,520,675,089円を10,495,675,089円減少して、25,000,000円といたします。

3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

4. 本資本金等の額の減少の効力が生ずる日

2021年9月28日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更について	85,965	992	0	(注)1	可決	96.7
第2号議案 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行について	85,695	1,263	0	(注)1	可決	96.4
第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少について	85,712	1,246	0	(注)1	可決	96.4

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。